

松浦市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年5月29日

松浦市監査委員 守山 秀利

松浦市監査委員 川下 高広

# 監査結果報告

1 監査の種別 定期監査

2 監査の対象 建設課

3 監査の期間 令和2年5月11日から12日間

4 監査の範囲及び方法

令和元年度（令和2年3月末まで）の財務に関する事務が、関係法令等に基づき適正に行われているか、監査の着眼点に基づき、あらかじめ提出を求めた資料及び関係書類を検査照合し、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か
- (2) 支出事務は適正か
- (3) 契約事務は適正か
- (4) 財産管理事務は適正か
- (5) 処務・文書管理事務等は適正か

6 監査の結果

1 総括

監査の結果、対象とした財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに行政事務の執行については、おおむね適正に行われていたが、一部において次のとおり是正又は改善すべき事項が見受けられたため、必要な措置を講じるとともに、軽微なものとして口頭により注意し記載を省略した事項にも留意のうえ、適正な事務の執行に努められたい。

2 指摘事項等

(1) 収入事務

【指摘事項】

ア 道路占用料において、松浦市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例第2条第1項で「市長は、税外収入金を納期限（略）までに納付しない者に対しては、納期限20日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものがあった。

イ コピー等使用料について、松浦市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例第2条第1項で「市長は、税外収入金を納期限（略）までに納付しない者に対しては、納期限20日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものがあった。

【指導事項】

ア 道路占用料の減免について、前回の定期監査の改善措置報告で「県の取扱いを参考にしながら、内規を整備する方向で検討する」と報告がっており、平成31年3月

に内規（「松浦市道路占用料取扱要領（内規）の制定について」）を定め、平成31年4月1日から施行されているが、このときの決裁が丙決裁で処理されている。

占用料の減免に関することは、松浦市事務決裁規程第27条「建設課長の専決事項」にはないため、甲（市長）決裁をとるべきである。

イ 諸収入の地図代について、1件につき300円を徴収しており、その根拠について聞き取りを行ったところ、松浦市手数料条例別表第1（第2条、第3条関係）「その他の諸証明手数料」の額を準用しているとのことであったが、地図の販売であり、証明書ではないため、料金については別途決裁をとり、根拠を明確にされたい。

## （2）契約事務

### 【指摘事項】

ア 工事成績評定について、松浦市建設工事成績評定要領第5条で、「工事成績の評定、完成検査終了後、速やかに行うものとする」と定められているが、検査終了後から評定通知まで期間を要しているもの、また、公共土木施設災害復旧工事に係るものの一部において、工事成績評定を行っていないものが見受けられた。

イ 市道平野半島線の災害復旧工事の附帯工事に関して、受注者との間で確認書を取り交わし、遡及条項を設け工期を遡っての契約が締結されていた。民事上有効ではあるが、契約上の債権債務は契約が成立して初めて発生するものであることから、地方自治体の契約の透明性の確保の観点から遡及契約は不適切と言わざるを得ない。なお、遡及契約の原因が打合せ記録簿の不在など工事の進捗管理事務の不備によるものであると思料されるので、適正な事務処理に努められたい。

### 【指導事項】

ア 契約締結時に関係書類として受注者から労働保険料等納入証明書（写し）を徴することとされているが、証明書の有効期間が契約工期中に切れ、その後提出を求めている事案が見受けられた。発注者の指示どおりに関係書類を提出している請負業者との公平性を欠くことにもなることから、関係書類に関しては一律同様に提出を求めるべきと考える。

## （3）財産管理事務

### 【指摘事項】

ア 道路の継続占用について、松浦市道路占用規則第9条で「占用期間満了後引き続き道路を占有しようとする者は、占用期間満了の日の30日前までに許可申請協議書を市長に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、期限までに提出させていないものが多数あった。

イ 法定外公共物の継続占用について、松浦市法定外公共物管理条例施行規則第8条で「占用等の期間満了後引き続き法定外公共物の占有等をしようとする者は、占用等の期間満了の日の30日前までに許可申請（協議）書を提出して、市長の許可を受けなければならない。」と規定されているにもかかわらず、期限までに提出させていないものがあった。

ウ 道路占用許可申請書・協議書が、松浦市道路占用規則で定められた様式と異なるものが多数あった。

エ 法定外公共物占用許可申請（協議）書が、松浦市法定外公共物管理条例施行規則で定められた様式と異なるものがあった。

オ 道路占用許可において、令和2年度で許可すべきものを令和元年度で許可しているものがあった。

カ 道路占用許可について、占用の期間を10年としているものがあったが、松浦市道路占用規則には占用の期間の定めがなく、道路法施行規則第9条第1項に該当しないものであった。10年とした根拠を示されたい。

#### 【検討事項】

ア 道路占用許可について、市道黒汐臨港線への倉庫の設置を許可しているものがあったが、当該物件は道路法第32条第1項各号及び同法施行令第7条第1項各号に規定する工作物等には該当しないと考えられることから、占用許可を見直すとともに、事案を精査のうえ用途廃止等を検討されたい。

#### (4) 処務・文書管理事務等

##### 【指摘事項】

ア 出張復命書について、松浦市役所処務規程様式第5号（第9条関係）を使用せず、用地交渉記録簿を復命書の代わりとしているものがあった。

##### 【指導事項】

ア 時間外勤務命令簿における命令項目欄の訂正については、平成31年2月政策企画課人事係発「時間外等勤務（振替）命令簿記入要領」において、命令者が行うこととなっているが、命令者以外の印で訂正をしているものがあった。

イ 被服貸与簿で、貸与被服き損届は提出されていたが、その記録が被服貸与簿に記載されていないものがあった。

#### 7 措置の通知について

本公表の指摘事項等について、その措置の状況及び結果を令和2年6月17日(水)までに措置通知書により報告されたい。

※指摘事項、指導事項等の区分については、別添資料「監査結果の指摘事項等取扱基準」を参照されたい。

## 監査結果の指摘事項等取扱基準

令和2年5月22日  
松浦市監査委員事務局

### 1. 指摘事項（地方自治法第199条第9項）

法令等に違反する事項又は不当もしくは適正を欠く事項等で、是正又は改善を求めることが適当と認められるもの

- (1) 法令・例規に違反しているもの
- (2) 機関の意思決定が適切になされていないもの
- (3) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (4) 予算を目的外に支出しているもの
- (5) 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- (6) 前回の指摘事項等のうち、是正・改善がなされていないもの
- (7) その他不当又は適正を欠く事項

### 2. 指導事項（地方自治法第199条第9項）

指摘事項よりは軽微な事項であるものの、是正又は注意喚起を求めることが適当と認められるもの

### 3. 検討事項（地方自治法第199条第9項）

経済性、効率性、有効性その他適正な事務処理の観点から改善について検討を求めるもの

### 4. 意見（地方自治法第199条第10項）

組織及び運営の合理化に資するために付するもの  
措置状況の報告は求めない。

### 5. 口頭指導（公表の対象外）

指摘事項及び指導事項に該当しない軽微なもの  
関係書類等の該当部分に付箋等を貼付して指摘するにとどめる  
必要に応じて文書にて監査委員事務局長名で所属長あて通知することができる。  
措置状況の報告は求めない。

(参考条文)

地方自治法

第199条第9項

監査委員は、第九十八条第二項の請求若しくは第六項の要求に係る事項についての監査又は第一項、第二項若しくは第七項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

第199条第10項

監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、第七十五条第三項又は前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。